

経営基盤強化計画を実施する特定組合等の  
 構成員の機械等の割増償却の償却限度額の  
 計算に関する付表（措法46、旧措法46）

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

特別償却の付表（二十二） 平十二・四・一以後終了事業年度分

計 画 対 象 事 業 名	1					
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	( )	( )	( )		
対 象 資 産 の 種 類 等						
対 象 資 産 の 名 称	3					
対 象 資 産 の 用 途	4					
取 得 等 年 月 日	5	平 . .	平 . .	平 . .		
事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .		
取 得 価 額	7	円	円	円		
普 通 償 却 限 度 額	8					
割 増 償 却 率	9	$\frac{16、18、20又は27}{100}$	$\frac{16、18、20又は27}{100}$	$\frac{16、18、20又は27}{100}$		
割 増 償 却 限 度 額 (8) × (9)	10	円	円	円		
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	11	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金		
適 用 要 件 等						
中 者 小 の 企 判 業 定	期 末 資 本 の 金 額 又 は 出 資 金 額	12	円	構 造 改 善 計 画 等 が 当 初 の も の で あ る 場 合 の 承 認 等 の 年 月 日	15	平 . .
	期 末 の 常 時 使 用 す る 従 業 員 数	13	人	構 造 改 善 計 画 等 が 上 記 以 外 の も の で あ る 場 合 の 承 認 等 の 年 月 日	16	平 . .
	構 造 改 善 計 画 等 の 承 認 等 を 受 け た 組 合 等 の 名 称	14		構 造 改 善 計 画 等 を 実 施 し て い る 旨 の 組 合 等 か ら の 証 明 年 月 日	17	平 . .
主として計画対象事業を営んでいるかどうかの判定						
収 入 金 額 基 準	総 収 入 金 額	18	円	期 末 棚 卸 資 産 の 帳 簿 価 額	25	円
	固 定 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 収 入 金 額	19		期 末 固 定 資 産 ( 土 地 を 除 く。 ) の 帳 簿 価 額	26	
	差 引 総 収 入 金 額 (18) - (19)	20		帳 簿 価 額 合 計 (25) + (26)	27	
	計 画 対 象 事 業 に 係 る 収 入 金 額	21		計 画 対 象 事 業 に 係 る 期 末 棚 卸 資 産 の 帳 簿 価 額	28	
	同 上 の うち 固 定 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 収 入 金 額	22		計 画 対 象 事 業 に 係 る 期 末 固 定 資 産 ( 土 地 を 除 く。 ) の 帳 簿 価 額	29	
	差 引 収 入 金 額 (21) - (22)	23		帳 簿 価 額 合 計 (28) + (29)	30	
	収 入 金 額 基 準 $\frac{(23)}{(20)}$	24	%	資 産 価 額 基 準 $\frac{(30)}{(27)}$	31	%

## 特別償却の付表（二十二）の記載の仕方

- 1 この付表（二十二）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第46条《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却》、平成9年改正前の措置法第46条《中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却》又は平成11年改正前の租税特別措置法（以下「旧措置法」といいます。）第46条《中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、この制度は、次に掲げる計画（以下「構造改善計画等」といいます。）の承認又は認定（以下「承認等」といいます。）のあった日が平成7年4月2日以後である場合に適用されるものです。

  - (1) 措置法第46条第1項第1号に規定する中小漁業構造改善計画…同号に規定する認定
  - (2) 措置法第46条第1項第2号に規定する経営基盤強化計画…同号に規定する承認
  - (3) 旧措置法第46条第1項第1号に規定する中小企業構造改善計画…同号に規定する承認
  - (4) 旧措置法第46条第1項第2号に規定する構造改善事業計画又は構造改善円滑化計画…同号に規定する承認
- 2 この付表（二十二）は、まず、(12)欄から(17)欄までの各欄を記載し、次いで、(18)欄から(24)欄までの各欄又は(25)欄から(31)欄までの各欄を記載し、最後に、(1)欄から(11)欄までの各欄を記載します。
- 3 「計画対象事業名1」には、措置法第46条第1項第1号若しくは第2号の規定又は旧措置法第46条第1項第1号の規定の適用を受ける場合には特定業種に属する事業の名称を、同項第2号の規定の適用を受ける場合には繊維工業に属する事業の名称を記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、( )内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「対象資産の用途4」には、「工場用」、「倉庫用」、「車庫用」、「荷扱所用」等の用途を記載します。
- 6 「取得価額7」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「普通償却限度額8」には、対象資産の普通償却限度額を記載します。
- 8 「割増償却率9」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を○で囲みます。
  - (1) 措置法第46条第1項第1号に規定する中小漁業構造改善計画である場合
    - イ 平成9年4月1日以後に認定を受けた場合…「16」
    - ロ 平成9年3月31日以前に認定を受けた場合…「20」
  - (2) 措置法第46条第1項第2号に規定する経営基盤強化計画である場合…「27」
  - (3) 旧措置法第46条第1項第1号に規定する中小企業構造改善計画又は同項第2号に規定する構造改善事業計画若しくは構造改善円滑化計画である場合…
    - イ 平成9年4月1日以後に承認を受けた場合…「18」
    - ロ 平成9年3月31日以前に承認を受けた場合…「20」なお、旧措置法第46条第1項第1号の規定は、平成11年7月1日以前の承認に係る計画を実施する商工組合等の構成員である法人の有する減価償却資産について、同項第2号の規定は、平成11年6月30日以前に終了する事業年度において有する減価償却資産について適用されます。
- 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「構造改善計画等の承認等を受けた組合等の名称14」には、次の承認等の区分に応じ、それぞれその承認等を受けた次の商工組合等、特定組合、特定商工組合等又は漁業協同組合等（以下「組合等」といいます。）の名称を記載します。
    - イ 上記1の(1)の認定…措置法第46条第1項第1号に規定する漁業協同組合等
    - ロ 上記1の(2)の承認…措置法第46条第1項第2号に規定する特定組合等
    - ハ 上記1の(3)の承認…旧措置法第46条第1項第1号に規定する商工組合等
    - ニ 上記1の(4)の承認…旧措置法第46条第1項第2号に規定する特定組合又は特定商工組合等
  - (2) 「構造改善計画等が当初のものである場合の承認等の年月日15」には、当期末の対象資産のすべてが適用対象資産となる場合に、当初の構造改善計画等の承認等の年月日を記載します。
  - (3) 「構造改善計画等が上記以外のものである場合の承認等の年月日16」には、措置法第46条第1項第1号又は旧措置法第46条第1項第1号若しくは第2号の（ ）の規定により構造改善計画等の承認等の日以後に取得等をした対象資産が適用対象資産となる場合にその承認等の年月日を記載します。
  - (4) 「構造改善計画等を実施している旨の組合等からの証明年月日17」には、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第29条第1項若しくは第5項又は平成11年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧措置法令」といいます。）第29条第1項、第5項若しくは第6項に規定する証明書の証明年月日を記載します。
- 11 「主として計画対象事業を営んでいるかどうかの判定18～31」の各欄は、措置法令第29条第2項各号若しくは第6項各号又は旧措置法令第29条第2項各号、第7項各号若しくは第8項各号に定める割合を計算する場合に記載します。なお、措置法令第29条第2項第2号に定める割合を計算する場合には、(26)欄及び(29)欄は漁船のトン数に基づき計算し、(25)欄及び(28)欄の記載は要しません。

また、「収入金額基準24」又は「資産価額基準31」のいずれかが50%を超える場合には、他の一方の各欄の記載は要しません。

収入金額基準及び資産価額基準のいずれもが50%以下である場合には、措置法第46条の規定の適用はありませんから注意してください。